

年金受給権者の皆様へ

平成29年度の年金額について

平成29年4月1日付で、最低・最高限度額及びスライド率が改定されました。その結果、年金額が改定されることとなった方には、年金額改定通知書が送付されます。

1 最低限度額・最高限度額

平均給与額については、表1のとおり、年齢階層別に最低限度額と最高限度額が設けられています。これは、平均給与額を被災職員の現在の年齢に応じた稼得能力に見合った額にするためのものです。具体的には、スライド後の平均給与額が、被災職員の属する年齢階層の最低限度額を下回るときは最低限度額を、最高限度額を超えるときは最高限度額を平均給与額とすることになり、最低限度額と最高限度額の間であればそのままの額が平均給与額になります。

どの年齢階層に属するかについては、年金が支給される月の属する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の4月1日における年齢によって判断します。なお、遺族補償年金の場合には、被災職員の死亡がなかったものと仮定した場合の年齢によります。

表1 最低限度額及び最高限度額(平成29年4月1日から適用)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,751円	13,287円
20歳以上25歳未満	5,333円	13,287円
25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円
30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円
35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円
40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円
45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円
50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円
60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	3,920円	15,558円
70歳以上	3,920円	13,287円

2 スライド率

平均給与額は、原則として被災前3月間に支払われた給与を基に算定されますが、一般的に年金は長期にわたって支給されるため、その間に被災時と比べて給与水準が変わってることが想定されます。この場合、年金の額の算定基礎となっている平均給与額を最近の給与水準に見合った額にする必要があります。具体的には、あなたの当初算定された平均給与額（補償決定通知書に記載されています）に、表2の区分に応じた率（スライド率）を乗じることにより、平均給与額を再算出することになります。これがいわゆるスライド後の平均給与額です。

3 平均給与額の改定方法

前述のスライド率及び最低限度額・最高限度額を適用して平均給与額を改定する手続きを分かりやすく示すと次のとおりとなります。

- (1) 補償決定通知書に記載された平均給与額×スライド率がスライド後の平均給与額（1円未満の端数があるときは1円に切り上げた額）となります。
- (2) ① 最低限度額 \leq スライド後の平均給与額 \leq 最高限度額
ならば、スライド後の平均給与額が、
② スライド後の平均給与額 $<$ 最低限度額
ならば、最低限度額が、
③ スライド後の平均給与額 $>$ 最高限度額
ならば、最高限度額が、
それぞれ改定後の平均給与額となります。

4 年金額の端数処理

年金額に100円未満の端数があるときは、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は切り上げます。

表2 スライド率

(平成29年4月1日から適用)

補償事由発生日の属する期間	率
昭和60年6月30日以前	1.46
昭和60年7月1日から昭和61年3月31日まで	1.38
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	1.35
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	1.33
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	1.30
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	1.25
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	1.21
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	1.16
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	1.12
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	1.09
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	1.07
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	1.05
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	1.03
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	1.01
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	0.99
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	0.98
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	0.97
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	0.97
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	0.99
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	1.00
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	1.00
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	1.00
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	1.00
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	1.00
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	1.00
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	1.00
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	1.01
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	1.01
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	1.01
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	1.01
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	1.01
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	1.00

5 特別給付金の額

特別給付金の額は、年金の額を基に計算されていますので、年金の額が改定された方は同時に改定されています。

6 基金支部への届け出

年金証書に記載されている事項並びに氏名又は住所を変更した場合、障害の程度、遺族の数に変更があった場合及びこの年金を受ける権利を失った場合等は、速やかにその事実を証明する書類^{*}を添えて、その旨を基金支部へ届け出てください。

※住民票の写しを証明書類にしようとする場合は、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより添付が不要になります。
詳しくは基金支部へお問い合わせください。

このしおりの内容は、平成29年4月現在のものです。
内容などについてご不明の点、ご照会などがございましたら、基金支部へお問い合わせください。

地方公務員災害補償基金
<http://www.chikousai.jp/>